

レジリエンス研究教育推進コンソーシアム第32回幹事会議事次第

- 1 日 時：令和7年7月15日（火）11時00分～12時00分
- 2 場 所：オンライン（Zoom）
- 3 出席者：寶（会長）、甘利（副会長）、遠藤（副会長）、岡島
オブザーバー：林（東京海上日動）
陪席者：松本（防災科学技術研究所）、倉谷（〃）、田代（〃）、小松原（セコム）、
大貫（筑波大学）、増田（〃）、栗原（〃）、酒井（〃）、根本（〃）

（敬称略）

4 議事

I. レジリエンス研究教育推進コンソーシアムに係る事案

【審議事項】

- (1) 2025年度R2EC単独開催シンポジウムについて……………資料1-1~1-2
- (2) 2025年度R2EC・巨大災害研究会合同シンポジウムについて……………資料2-1~2-2
- (3) その他

【意見交換事項】

- (1) コンソーシアムの会員制度の見直しについて……………資料3-1~3-2
- (2) その他

II. 筑波大学リスク・レジリエンス工学学位プログラムに係る事案

【審議事項】

- (1) その他

【報告事項】

- (1) その他

（配付資料）

- 資料1-1 令和7年度レジリエント社会・地域共創シンポジウム募集要項……………p.3
資料1-2 2025年度R2EC単独開催シンポジウム企画（案）……………p.5
資料2-1 セコム科学技術振興財団「学術集会および科学技術振興事業助成」募集要領……………p.6
資料2-2 2025年度R2EC・巨大災害研究会合同シンポジウム企画（案）……………p.9
資料3-1 コンソーシアムの会員制度の見直しについて……………p.11
資料3-2 （参考）レジリエンス研究教育推進コンソーシアム規約……………p.12

令和7年度レジリエント社会・地域共創シンポジウム 募集要項

1 趣 旨

国立大学（大学共同利用機関を含む。）が日頃の教育・研究活動により蓄積している学術の力を社会に示し、さらに国立大学の存在意義を高めるとともに、教育、研究及びその他の活動を所在する地域の住民や自治体等に広く周知し、理解の浸透を図り、地域の発展に向けて、地域共創に取り組んでいくことは、国立大学が担う大きな役割の1つである。

特に、自然災害、感染症及びサイバーテロ等による地域社会への被害が甚大化する昨今において、国立大学は、これらの災害等に対し、地域共創により、防災、減災、防疫、再生、復興体制の整備、及び災害時のエネルギー確保につながる地域やキャンパスの脱炭素化や省エネの推進に取り組み、レジリエントな地域社会を実現していくことが重要である。

国立大学協会は、各国立大学がこれらの趣旨を踏まえ、地域と一体となって行うシンポジウム事業（以下「事業」という。）を「レジリエント社会・地域共創シンポジウム」として選定し、当該選定事業に対して、実施に係る費用（以下「事業経費」という。）の一部を負担することにより事業支援する。

2 支援対象事業

国立大学が主体として開催する事業であり、地域と一体的な事業となるため所在する地域の関係団体（自治体、経済界、産業界、教育界、地域諸団体）との連携を図りつつ、地域住民等との活発な意見交換の場を設ける等、各地域における国立大学の役割や存在意義を示し、かつ、認識を深めてもらう機会とするもの（社会に広く認識してもらうため、メディアの協力を呼びかけることが望ましい）を対象とする。

なお、全学を挙げて取り組む事業は優先的に採択する。支援対象とする事業の内容は、主に国立大学が所在する地域における共創を通じたレジリエント社会の実現に関する事業とし、広域的な課題に及ぶ可能性のある事業については他の大学（公立、私立を含む）との共同開催により国立大学のネットワークや存在意義を示す事業であることが望ましい。

事業は令和7年4月1日から令和8年1月末までに終了するものとする。

3 採択予定件数、応募及び選考方法

(1) 採択予定件数は、「国立大学未来共創シンポジウム」と合わせて10件程度とする。

(2) 応募にあたっては、別紙「令和7年度国立大学未来共創等シンポジウム実施計画書」を作成のうえ、令和7年5月23日（金）までに、下記提出先へ提出するものとする。

【申請書提出先】 <https://www.dropbox.com/request/POi91oFGvCPVcS7LuoG6>

(3) 選考は事業実施委員会が行い、結果については7月末まで（予定）に通知する。なお、選考にあたっては、以下の3点を考慮する。

- ① 所在する地域の関係団体（自治体、経済界、産業界、教育界、地域諸団体）との共創を通じたレジリエント社会の実現に関する事業であり、地域との一体性に優れた事業となっているか。
- ② 国立大学が平素から蓄積している共創を通じたレジリエント社会の実現に関する教育、研究の成果や実践活動等について、社会へ向けて発信する事業となっているか。
- ③ 地域住民等との活発な意見交換の場を設けているなど、地域住民も広く参加可能な計

画・工夫がされているか。

- ※ 全学を挙げて取り組む事業は、より多くのステークホルダーの参加が見込まれるため、そのような事業についても優先的に採択する。
- ※ 地域と一体になり広く認識される機会とするため、また広域的な課題に及ぶこともあることから、他の大学（公立、私立を含む）との共同開催であることが望ましく、そのような事業を優先的に採択する。

4 支援経費

支援額は、事業経費の1/2を超えない額（千円未満切捨て）で、100万円を上限とする（なお、他の大学との共同開催の事業については、上限を考慮する）。

支援対象は、申請のあった本事業実施に要する直接経費のうち、旅費、諸謝金及び会場等借料を原則とする。それ以外の経費（実施にあたっての備品購入費や印刷費等）を計上することは妨げないが、応募もしくは終了後の支出額報告の内容を精査のうえ、支援対象外とする場合があるので、留意すること（詳細は、別紙実施計画書の作成・記入要領を参照のこと）。また、当該支援事業を実施するにあたり、別に他機関の支援を受ける場合には、その分の支援額を事業経費から除くものとする。

※実施計画書と実際の実施内容に相違があった場合、支援経費の全額または一部を減額することがありますのでご留意ください。

5 その他留意事項

- (1) 当該事業はレジリエント社会・地域共創シンポジウムとして当協会との共催となる。
- (2) 他の大学やその他の関係団体と共同で開催する事業については、主管大学から応募すること。
- (3) 応募時点ですでにWEBページやチラシ等がある場合は添付すること。
- (4) 事業終了後、速やかに実施報告書及び支出額報告を提出し、WEBページに開催報告を掲載すること。
- (5) 支援経費の振込時期については、支出額報告に基づき支援額を決定後とする。
(例年3月中)
- (6) 計画変更・中止等が生じた場合は、すみやかに当協会宛連絡するとともに次のとおり取り扱うものとする。
 - ① 計画変更により内容が不相当と判断される場合、経費を支援しない。
 - ② 計画変更により開催日が令和8年2月1日以降になる場合、経費を支援しない。
 - ③ 中止の場合、経費は支援しない。ただし、自然災害、その他の理由により、やむなく中止せざるを得ない場合は、会場借上げに係るキャンセル料のみ負担する。

2025 年度 R2EC 単独開催シンポジウム企画（案）

1. 開催概要

タイトル：「地域レジリエンスへの衛星・空の活用」（仮）

開催日時：2025 年 12 月 1 日（月）13:30～17:00

開催場所：つくば国際会議場 中会議室（予定）／オンライン

2. 開催目的

筑波大学は、筑波研究学園都市内外の 15 の企業・研究機関との協働による「レジリエンス研究教育推進コンソーシアム」の中核機関として、リスク・レジリエンス分野の教育・研究を強力に推進している。本事業は、このコンソーシアムを主体として、以下を目的に開催する。

- 1) コンソーシアムの教育・研究の成果をつくば市周辺地域の自治体、住民等に対して広く発信することで、連携を強化し、地域防災力・レジリエンス向上に向けた取り組みを効果的に進める。
- 2) コンソーシアムに参画する筑波研究学園都市研究機関を中心とした企業・研究機関との協力関係をさらに強化し、筑波大学を中核として協働機関が一体となって教育研究を推進する体制を充実させる。

3. プログラム案（以下、すべて調整中）

13:30～13:40 主催者挨拶・趣旨説明（筑波大学システム情報工学研究群長 岡島 敬一 氏）

【第 1 部 防災講演】

13:40～14:00 テーマ：「衛星リモートセンシングとレジリエンス社会」

講演者：木下 陽平 氏（筑波大学）

14:00～14:20 テーマ：「災害時にも使えるフェーズフリーな衛星データの利活用」

講演者：酒井 直樹 氏（防災科学技術研究所）

14:20～14:40 テーマ：「離島の生活を、空から支える ～平時・災害時の物資輸送～」

講演者：登島 敏文 氏（瀬戸内町／奄美ドローンアイランド(株)）

【第 2 部 パネルディスカッション】

15:00～16:50 テーマ：「地域レジリエンスへの衛星・空の活用」

登壇者：第 1 部講演者、小山 晃 氏（NTT 宇宙環境エネルギー研究所）

モデレーター：筑波大学 岡島 敬一 氏

16:50～17:00 総括・閉会の挨拶（防災科学技術研究所理事長/コンソーシアム会長 寶 馨 氏）

4. その他

- ・一般社団法人国立大学協会「令和 7 年度レジリエント社会・地域共創シンポジウム」に申請中（7 月末頃結果連絡予定）。採択された場合、事業経費の 1/2（上限 100 万円）までの支援を受けることが可能。

公益財団法人 セコム科学技術振興財団

学術集会および科学技術振興事業助成

募集要領

1. 本助成の趣旨

研究者や技術者が時間と場所を共有する自由闊達な議論の場は、研究者や技術者間さらには産業界との新たな連携を生み、科学技術の発展を大きく加速させます。また、若者・子供たちに科学技術や研究の魅力を語りかけることは、彼らの心を動かし人生を大きく変えます。そのような活動を側面から支援することは当財団の重要な使命の一つです。

本助成では、安全・安心に関する科学技術の振興を目的とする学会・シンポジウム・研究会などの学術集会や、将来研究者や技術者を目指す若者・子供たちの啓発・育成を目的とする集会の開催費用を支援します。また、集会のみならず、研究者の活動（成果発表のための海外渡航など）を支援する事業や、若者・子供たちの啓発・育成を支援する事業などへの助成も行います。

2. 助成の対象

- 国内法人及びそれに準ずる任意団体が主催し、安全・安心に関する科学技術の振興を目的とする集会・事業であり、国内で開催されるもの（学会、シンポジウム、研究会等）。国際集会も対象とします。特に、文理融合型や分野横断型の集会や、社会に働きかける事業をお待ちしています。
- 将来研究者や技術者を目指す児童や生徒の啓発・育成を目的とする集会や事業もお待ちしています。
- 募集締切日の5か月目から翌々年までの間（下記参照）に開催するものを対象とします。
 - 7月締切の場合： 同年12月1日～翌々年12月31日
 - 12月締切の場合： 翌年5月1日～翌々年12月31日
- 当財団の理事・評議員・委員の推薦による応募も受け付けます。
- 商業目的の集会・事業は助成の対象外とします。

3. 申請者の応募資格

開催する集会の開催・運営の責任者とします。

4. 助成額

1件あたり1万円単位で最大100万円とします。

5. 助成予定件数

年間20件程度の助成を予定しています。

6. 選考方法

当財団企画委員会において書類審査し、理事長決裁により助成決定とします。

7. 選考基準

- ・ 本助成の趣旨に沿っていること。
- ・ 助成金使途が集会等開催や事業実施のための直接的な費用であり、その使途計画が適切かつ明確であること。(使途に制約は設けませんが、主催団体の職員の人件費や一般管理費などは対象外とします)
- ・ 民間企業からの多くの支援・広告収入が見込まれる集会・事業は、対象とならないことがあります。
- ・ できるだけ広く助成する方針のため、過去に本助成の対象となった集会や事業は、対象とならないことがあります。

8. 応募方法

申請書原本と電子データを提出下さい。(1)と(2)の提出を必須とし、締切日までに両者が揃ってはじめて受付完了とします。(当財団から受付完了の連絡は行いません)

(1) 申請書原本 (郵送)

当財団のホームページから申請書(書式D-1)をダウンロードし、記入、押印の上、当財団まで郵送して下さい。A4用紙、両面印刷、日本語表記、押印必須です。

(2) 申請書ファイル (電子メール)

次のファイルを提出先メールアドレスまで電子メールへの添付により提出して下さい。

【提出先メールアドレス】 ssfoundation@secom.co.jp

【提出すべきファイル】(2ファイル)

① 申請書の Word ファイル

※申請書(書式D-1)は、当財団ホームページからダウンロード入手して下さい。

※ファイル名: [会議名称]-申請書.docx (例: 全国大会-申請書.docx)

② 申請書原本(押印済)の PDF ファイル

※ファイル名: [会議名称]-申請書.pdf (例: 全国大会-申請書.pdf)

※原本全ページをスキャン、または原本1ページをスキャンして Word から PDF 変換した2ページ目以降と結合したものでも可。

(3) 開催行事に関する資料 (郵送または電子メール)

郵送または電子メールで提出下さい。郵送の場合は(1)に同封、電子ファイルの場合は PDF 形式で、

ファイル名: [会議名称]-[資料名].pdf (例: 全国大会-前回パンフレット.pdf)として下さい。

提出は任意です。

9. 募集締切日

7月31日と12月22日に締切日を設け、締切日の1か月前から締切日までに当財団へ到着した申請書について、選考を実施します。但し、締切日が土日祝の場合は、直前の平日を締切日とします。(締切日は変更となることがあります。最新情報はセコム財団ホームページで確認して下さい。)

10. 助成決定の通知

助成決定後に、申請者に採否結果を発送します。概ね、募集締切日の約2か月後になります。

なお、採否の経過や理由については、一切回答できませんので、あらかじめご了承ください。

1 1. 助成金の交付

助成決定後に、所定の手続きを経て、申請者の指定する口座（原則として法人名義）へ振り込みます。個人口座への振込みはできませんので、あらかじめご了承ください。

1 2. 助成対象者の義務

当財団からの開催助成を受けていることを、プログラムや配布資料等に明示して頂きます。（財団のロゴについてはお問い合わせください。）

また、開催後2か月以内に開催報告書、会計報告書（書式D-2）を当財団に提出して頂きます。

1 3. その他

（1）助成決定後に開催予定が変更・開催中止となった場合には、当財団まで必ずご連絡下さい。助成金振り込み後の場合には、助成金を返還して頂くことがあります。

（2）助成金が余った場合は、返還して頂くことがあります。

（3）助成金の目的外使用や不正使用が認められた場合は、助成金は返還して頂きます。

（4）申請書に記載の個人情報、助成の選考・審査や申請者への連絡、助成対象者（氏名、所属機関及び所属部署名、職名）及び助成対象行事名や助成額の発表、および当財団から申請者への情報提供に限定して利用します。法令により許可される場合を除き、申請者の同意を得ずに上記利用目的の変更を行うことはありません。

1 4. 申請書類の送付先

・郵送の場合：

〒150-0001 東京都渋谷区神宮前 1-5-1 公益財団法人 セコム科学技術振興財団
（申請書類の持ち込みはご遠慮下さい）

・電子メールの場合：

E-mail： sstfoundation@secom.co.jp

1 5. お問い合わせ先

公益財団法人 セコム科学技術振興財団

E-mail： sstfoundation@secom.co.jp

ホームページ： <https://www.secomzaidan.jp/>

2025 年度 R2EC・巨大災害研究会合同シンポジウム企画（案）

1. 開催概要

タイトル：「安全・安心をもたらす防災 DX」（仮）

開催日時：2026 年 2 月～3 月（調整中）

開催場所：東京都内／オンライン

2. 開催目的

近年、地震・豪雨・台風などの自然災害が頻発し、それらへの迅速かつ確かな対応が社会の喫緊の課題となっている。「安全・安心をもたらす防災 DX」シンポジウムは、災害大国・日本における防災・減災の新たな展開を探ることを目的として開催されるものである。本シンポジウムでは、デジタルトランスフォーメーション（DX）の力を防災分野に取り込み、予測精度の向上、情報共有の高度化、現場対応の迅速化といった革新的な手法を通じて、安全・安心な社会の実現に寄与する道を探る。併せて、防災 DX における科学技術の果たす役割や、地域住民との協働、行政・産業界との連携など、総合的な視点から議論を深める。科学技術の振興は、単なる研究開発にとどまらず、社会実装と実効性の確保を通じて国民生活の安全・安心に直結するものであり、本シンポジウムはその推進力となることを意図している。防災 DX を通じた未来志向のまちづくりに向けて、多様な知見の交流と新たな連携の創出を目指す。

3. プログラム案（以下、すべて調整中）

開会挨拶（13:30～13:40）

寶 馨 氏 レジリエンス研究教育推進コンソーシアム 会長／防災科学技術研究所 理事長

【第 1 部：講演（13:40～15:00）】

講演 1「防災力を最大化するデジタル技術の社会実装を目指して」（仮）

白田 裕一郎 氏：防災科学技術研究所 総合防災情報センター長／AI 防災協議会 理事長

講演 2「LINE を活用した災害に負けない持続可能な社会の実現」（仮）

LINE ヤフー株式会社 災害支援推進部

講演 3「AI を用いた現場指揮支援システム」（仮）

株式会社モリタホールディングス 研究開発部

【第 2 部：パネルディスカッション（15:20～16:40）】

テーマ「安全・安心をもたらす防災 DX」

登壇者：第 1 部講演者

井ノ口 宗成 氏 立命館大学 政策科学部、教授

モデレーター：岡島 敬一 氏 筑波大学 システム情報工学研究群長

総括・閉会挨拶（16:40～16:50）

木村 玲欧 氏 巨大災害研究会 会長／兵庫県立大学 環境人間学部 教授

4. その他

- ・公益財団法人 セコム科学技術振興財団「学術集会および科学技術振興事業助成」に申請予定。
採択された場合、最大 100 万円の支援を受けることが可能。

〈申請に係るスケジュール〉

2025 年 7 月 31 日：申請締め切り（郵送必着）

9 月末以降～：採否の通知

コンソーシアムの会員制度の見直しについて

1. 背景・課題

連携する団体が増加しつつあり、現行の会員制度にフィットしないケースがある。

現在、コンソーシアムには「正会員」「準会員」の2種別が設けられているが、「準会員」制度が活用できていない。

(参考) 現行のコンソーシアム会員種別

正会員：コンソーシアム規約第3条に掲げる事業を行う研究機関等

準会員：コンソーシアム規約第3条に掲げる事業の一部を行う研究機関等

2. 意見交換の方向性 (案)

➤ 「準会員」制度の活用、もしくはそれに代わる会員制度の検討

- ・より柔軟な関与形態を希望する団体の受け皿として活用
- ・名称変更 (例：「特別会員」、「協力会員」など) も含め検討
- ・会員種別ごとの役割について

(参考：今後のスケジュール)

- ・10月幹事会、11月運営委員会

レジリエンス研究教育推進コンソーシアム規約

レジリエンス研究教育推進コンソーシアム総会
 平成29年12月26日制定
 平成30年7月19日改正
 令和2年10月16日改正
 令和3年6月8日改正
 令和4年3月7日改正
 令和7年3月6日改正

第1章 総則

(名称)

第1条 本コンソーシアムの名称は、レジリエンス研究教育推進コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）と称し、英語名を Resilience Research and Education Promotion Consortium（「R²EC」と略す。）とする。

(目的)

第2条 このコンソーシアムは、大学、研究機関、産業及び行政の連携・交流の促進を図るとともに、研究教育とその実用化を支援し、筑波大学とつくば市及び近郊地区の研究機関、企業等の連携により筑波大学に開設する協働大学院方式のリスク・レジリエンス工学学位プログラムを企画運営し、リスク・レジリエンス分野における日本ひいては世界の知と研究教育の核となる活動を支援することを目的とする。

(事業)

第3条 コンソーシアムは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 総会を開催し、リスク・レジリエンスに係る活動の連絡調整を行う。
- (2) 筑波大学に開設する協働大学院方式による学位プログラムへの参画団体、担当教員及び企画に関し調整を行う。
- (3) セミナー、講演会、研究会等を実施する。
- (4) コンソーシアムに関わる国内外の関連機関等との連携を推進し、必要に応じてシンポジウム等を開催又は共催する。
- (5) その他前条の目的を達成するための事業を適宜実施する。

第2章 会員

(会員)

第4条 コンソーシアムは、第2条の目的及び前条の事業を行うことに賛同する大学、研究機関、企業、団体、行政機関等（以下「研究機関等」という。）をもって構成し、会員の種別は、次のとおりとする。

(1) 正会員 前条の事業を行う研究機関等

(2) 準会員 前条の事業の一部を行う研究機関等

また、正会員・準会員（以下、「会員」という。）を別表により明記するものとする。

(入会・退会手続き)

第5条 入会を希望する研究機関等は、次の入会申込書をコンソーシアム会長あてに提出するものとする。

- (1) 正会員 レジリエンス研究教育推進コンソーシアム正会員入会申込書（別紙様式1）
 - (2) 準会員 レジリエンス研究教育推進コンソーシアム準会員入会申込書（別紙様式2）
- なお、退会の際は、別紙様式3により、会長あてに申し出るものとする。

（除名）

第6条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、除名することができる。

- (1) 本規約又は関連する定めに反したとき。
 - (2) 本コンソーシアムの名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をする等、会員としてふさわしくない行為をしたと認められるとき。
 - (3) その他、除名すべき正当な事由が認められるとき。
- 2 前項の規定により、会員を除名しようとするときは、当該会員に予め通知するとともに、弁明の機会を与えなければならない。

第3章 役員

（役員）

第7条 コンソーシアムに次の役員を置く。

- (1) 会長
 - (2) 副会長 2名
- 2 会長は、正会員の中から互選により選出する。
- 3 副会長は、正会員の中から互選により選出する。
- 4 会長に事故があるときは、副会長のいずれかがその職務を代行する。
- 5 役員任期は、原則2年とし、再任は妨げない。
- 6 会長が任期中に欠けた場合、新たに選出された会長の任期は、新たに開始するものとする。これに伴い、副会長の任期も新たに開始するものとする。
- 7 副会長が任期中に欠けた場合、新たに選出された副会長の任期は、前任者の残任期間とする。

第4章 組織

（総会）

第8条 コンソーシアムの最高機関として、総会を置く。

- 2 総会は、会長がこれを招集する。
- 3 会長は、総会の議長となる。
- 4 総会は、次の委員で構成する。
 - (1) 正会員の代表者
 - (2) その他、会長が指名する者
- 5 総会は、次の事項を審議し、決定する。
 - (1) 規約の改廃
 - (2) 会長及び副会長の選任
 - (3) 会員の入会又は退会、除名に関すること。
 - (4) 第3条に規定する事業の調整及び運営に関すること。
 - (5) その他、コンソーシアムの運営に関し必要なこと。
- 6 前項に掲げる事項の審議については、第9条に規定する運営委員会に付託することができるものとする。

（運営委員会）

第9条 第8条第6項の規定に基づき、総会の下に運営委員会を置く。

- 2 運営委員会は、会長がこれを招集する。

- 3 会長は、運営委員会の議長となる。
- 4 運営委員会は、次の委員で構成する。
 - (1) 正会員の代表者
 - (2) その他、会長が指名する者
- 5 運営委員会は、第8条第6項の規定に基づき、総会の付託を受けて、第8条第5項に掲げる事項について審議を行う。
- 6 前項に掲げる事項の第8条第5項(3)の準会員に関する事、(4)及び(5)に係る審議については、第10条に規定する幹事に付託することができるものとする。

(幹事会)

第10条 第9条第6項の規定に基づき、運営委員会の下に幹事を置く。

- 2 幹事は、会長がこれを招集する。
- 3 会長は、幹事の議長となる。
- 4 幹事は、次の委員で構成する。
 - (1) 会長
 - (2) 副会長 2名
 - (3) 正会員の中から互選により選出する委員 若干名
 - (4) リスク・レジリエンス工学学位プログラムリーダー
 - (5) その他、会長が指名する者 若干名
- 5 幹事は、第9条第6項の規定に基づき、運営委員会の付託を受けて、第8条第5項(3)の準会員に関する事、(4)及び(5)に掲げる事項について審議を行う。

(代理出席)

- 第11条 第8条第4項に定める総会の構成員、第9条第4項に定める運営委員会の構成員及び第10条第4項に定める幹事の構成員は、それぞれの規定にかかわらず、やむを得ない事由により総会、運営委員会又は幹事に出席できない場合には、代理人を出席させることができる。
- 2 前項の規定により、代理人が総会、運営委員会又は幹事に出席する場合は、代理人の行為を総会、運営委員会又は幹事の構成員の行為とみなす。

(議決)

- 第12条 総会、運営委員会及び幹事は、過半数の構成員が出席しなければ議事を開き、議決することができない。
- 2 総会、運営委員会及び幹事の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の出席)

- 第13条 総会、運営委員会及び幹事は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(リスク・レジリエンス工学学位プログラムへの関与)

- 第14条 コンソーシアムは、筑波大学に開設する、協働大学院方式によるリスク・レジリエンス工学学位プログラムの運営母体となる。
- 2 リスク・レジリエンス工学学位プログラムへの関与は、筑波大学が定める規則等に基づき行う。

(事務)

- 第15条 コンソーシアムに関する事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局は、筑波大学の関連部署の協力を得るものとする。

第5章 雑則

(報酬)

第16条 会長、副会長、幹事及びその他コンソーシアムの運営管理に関与する者は、無給とする。

(解散)

第17条 コンソーシアムの解散は、総会において出席者の過半数の同意をもって決するものとする。

(その他)

第18条 本規約に定めるものの他、コンソーシアムの管理運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規約は、平成29年12月26日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年7月19日から施行する。

附 則

この規約は、令和2年10月16日から施行する。

附 則

この規約は、令和3年6月8日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、令和4年3月7日から施行し、令和3年10月13日から適用する。

附 則

この規約は、令和7年3月6日から施行する。

別表（第4条関係）

○ 正会員

区 分	機 関 等 名 称
企業	エヌ・エフ・ラボラトリーズ株式会社 セコム株式会社 東急総合研究所株式会社 東急プロパティマネジメント株式会社 東京海上日動火災保険株式会社 日本電気株式会社 モリタホールディングス株式会社 NTT 宇宙環境エネルギー研究所
団体	一般財団法人 DRI ジャパン
研究機関	一般財団法人 電力中央研究所 一般財団法人 日本自動車研究所 国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所 電子航法研究所 国立研究開発法人 産業技術総合研究所 国立研究開発法人 防災科学技術研究所 独立行政法人 労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所 福島国際研究教育機構 National Science and Technology Center for Disaster Reduction
行政機関	
大学	国立大学法人 筑波大学

○ 準会員

区 分	機 関 等 名 称
企業	
団体	
研究機関	
行政機関	
大学	